

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令を次のように定める。

昭和37年 5月25日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

改正	昭和37年11月 1日庁訓第73号	平成16年 7月 1日庁訓第58号
	昭和43年 8月26日庁訓第33号附則 9	平成18年 3月27日庁訓第12号
	昭和49年 3月 8日庁訓第 4号附則 5	平成18年 7月28日庁訓第83号
	昭和50年 3月31日庁訓第 7号	平成19年 1月 5日庁訓第 1号
	昭和59年 5月30日庁訓第33号	平成19年 8月27日省訓第138号
	昭和59年 6月30日庁訓第37号	平成27年10月 1日省訓第39号
	昭和62年 3月31日庁訓第 9号	平成29年 9月 1日省訓第53号
	平成11年 6月30日庁訓第39号	令和 2年 3月 6日省訓第 6号
	平成12年 6月29日庁訓第84号	令和 5年 3月31日省訓第31号
	平成13年 1月 6日庁訓第 2号	令和 5年 6月30日省訓第58号

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び用語の意義等（第 1 条—第 3 条）

第 2 節 計算価格計算上の一般原則（第 4 条—第10条）

第 2 章 市場価格方式

第 1 節 国産品等（第11条—第19条）

第 2 節 輸入品（第20条—第24条）

第 3 章 原価計算方式

第 1 節 通則（第25条—第35条）

第 2 節 非原価項目（第36条）

第 3 節 製造直接費

第 1 款 直接材料費（第37条—第42条）

第 2 款 直接労務費（第43条—第45条）

第 3 款 直接経費（第46条—第55条）

第 4 節 製造間接費（第56条・第57条）

第 5 節 仕損費（第58条）

第 6 節 一般管理及び販売費（第59条・第60条）

第 7 節 販売直接費（第61条）

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

第8節 利子（第62条・第63条）

第9節 利益（第64条―第67条）

第10節 梱包費及び輸送費（第68条）

第4章 予定価格の決定（第69条）

第5章 標準及び基準の設定並びに調査の実施（第70条・第71条）

第6章 雑則（第72条）

第1章 総則

第1節 目的及び用語の意義等

（目的）

第1条 この訓令は、調達物品等の調達を実施する場合の予定価格の算定に必要な基準となる事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達物品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等及び役務をいう。
- (2) 予決令 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。
- (3) 予定価格 予決令第79条、第98条又は第99条の5の規定に基づいて、入札又は契約に先立って定め、落札決定の基準とする最高制限価格又は契約締結の基準とする価格をいう。
- (4) 計算価格 予定価格の決定の基準とする価格として計算される見積価格をいう。
- (5) 市場価格 取引の実例価格として一般に公表されている価格をいう。
- (6) 市場価格方式 統制額（物価統制令（昭和21年勅令第118号）に規定する統制額（同令第3条第1項ただし書の規定による許可に係る価格等の額を含む。）をいう。以下同じ。）、市場価格その他売買の基準となる価格を基準として計算価格を計算する方式をいう。
- (7) 企業会計原則等 企業会計原則（昭和57年大蔵省理財局企業会計審議会最終改正）、原価計算基準（昭和37年大蔵省理財局企業会計審議会中間報告）、資産再評価法（昭和25年法律第110号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）その他企業会計について必要な事項を定めた関係法令等をいう。
- (8) 原価計算方式 企業会計原則等を援用して計算価格を構成要素ごとに計算する方式をいう。
- (9) 調達要求書 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

- 4号) 第11条に規定する調達要求書をいう。
- (10) 仕様書等 装備品等の標準化に関する訓令(昭和43年防衛庁訓令第33号)第3条第4号に規定する仕様書(役務契約にあっては役務の内容を記載した文書)及び仕様書を補足する細部資料をいう。
- (11) 国産品等 国内において調達する調達物品等(輸入品を除く。)をいう。
- (12) 輸入品 防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等を含む。)をいう。
- (13) 幕僚長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官をいう。
- (14) 一般管理及び販売費 事業全体の管理及び物品の販売に関して共通して発生する全ての費用をいう。
- (15) 利子 調達物品等の製造、販売その他当該調達物品等の契約の給付の達成のために必要な資本に対する費用をいう。
- (16) 利益 調達物品等の製造、販売その他当該調達物品等の契約の給付の達成のための報酬、危険負担に対する補償の費用及び価格の低減に対する報奨の額(以下「報奨の額」という。)をいう。

(予定価格算定の原則)

第3条 予定価格は、調達物品等についての調達要求書、仕様書等、契約方式その他の契約条件に基づき計算価格を基準として算定するものとする。

第2節 計算価格計算上の一般原則

(通則)

第4条 計算価格は、市場価格方式により計算するものとする。ただし、市場価格方式により難しい場合は、原価計算方式により計算するものとする。

2 計算価格の計算項目又は計算項目に属する計算要素(第2章及び第3章に規定する計算項目又は計算要素をいう。)に統制額のある場合の当該統制額に関する部分の計算価格の計算は、当該統制額を超えてはならない。

3 計算価格の計算に当たっては、計算価格を構成する計算項目及び計算項目に属する計算要素と事業の原価計算要領その他の会計規定(以下「事業基準」という。)に定める当該計算項目及び計算要素に相当する事項との関係をそれぞれ明確にしなければならない。

(一般競争契約の場合の計算価格)

第5条 調達物品等を一般競争契約(予決令第7章第2節に規定する一般競争契約をい

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

う。)により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のある場合は、調達物品等の数量、納期、需給の状況等を考慮の上、当該調達物品等に関する業種において適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。ただし、調達物品等について銘柄指定、製造工場の認定等の条件のある場合における当該条件に係る部分の数値については、第6条第1号の規定を準用する。
- (2) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合は、調達物品等についてその調達の相手方として適当と認めて選定した2者以上の相手方から調達物品等の見積資料の提出を求め、当該資料に基づき適当と認められる数値を適用して計算価格を計算することができる。
- (3) 調達物品等について調達の実例がある場合にあっては、当該調達物品等の調達の実績資料に基づいて前2号に規定する標準資料又は見積資料に基づく数値を補正する方法により計算価格を計算することができる。

(指名競争契約の場合の計算価格)

第6条 調達物品等を指名競争契約（予決令第7章第3節に規定する指名競争契約をいう。）により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のある場合は、調達物品等の数量、納期、需給の状況等を考慮の上、指名競争において指名された相手方（次号において「指名相手方」という。）の範囲において適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。
- (2) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合又は指名相手方ごとに計算することが適当と認められる場合は、指名相手方ごとに調達物品等の数量、納期、需給の状況等を考慮の上、適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。ただし、指名相手方が多数で、全ての指名相手方について計算することが困難であると認められるときは、適当と認められる2者以上の指名相手方を選定し、当該指名相手方について適当と認められる数値を適用して計算した計算価格をもって当該調達物品等の計算価格とすることができる。
- (3) 調達の実例のある調達物品等の計算価格の計算については、前条第3号の規定を準用する。

(随意契約の場合の計算価格)

第7条 調達物品等を随意契約（予決令第7章第4節に規定する随意契約をいう。）により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算は、次の各号に

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

定めるところによる。ただし、当該随意契約が予決令第99条第2号、第4号又は第7号に該当する場合の計算価格の計算は、前条の規定を準用する。

(1) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のある場合は、随意契約により契約を締結する予定の相手方（次号において「契約予定相手方」という。）

及び当該調達物品等に関する業種における実情並びに調達物品等の数量、納期等を考慮の上、当該業種について適当と認められる数値を適用して計算価格を計算するものとする。

(2) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合は、契約予定相手方から提出された見積資料を審査の上、調達物品等の数量、納期等を考慮して適当と認められる数値を適用して計算価格を計算することができる。

(3) 調達の実例のある調達物品等の計算価格の計算については、第5条第3号の規定を準用する。

（複数落札制入札制度の場合の計算価格）

第8条 調達物品等を複数落札制入札制度（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の2第1項の規定に該当するものをいう。）により調達しようとする場合における当該調達物品等の計算価格の計算については、第5条又は第6条の規定を準用する。

（価格改定条項付契約の場合の計算価格）

第9条 契約締結後に契約価格を改定する契約条項（以下この条において「価格改定条項」という。）を付した契約により調達物品等を調達しようとする場合には、当該調達物品等の計算価格は、価格改定条項の対象となる部分とその他の部分とを区分し、価格改定の条件を明示した上で計算するものとする。

（変更契約の場合の計算価格）

第10条 変更契約の場合における調達物品等の計算価格は、契約を締結した相手方（以下「契約相手方」という。）から提出された見積資料を審査の上、第3項に規定する数値を適用して計算するものとし、その額は、変更された仕様書等により計算する当該調達物品等の計算価格と、変更前の契約の場合における当該調達物品等の計算価格との差額とする。ただし、変更された仕様書等により変更された部分について部分計算のできる場合は、変更しない部分の計算を省略して、当該変更された部分についての部分計算をもってこれに代えることができる。

2 変更契約のうち納地が変更された場合における調達物品等の輸送費は、当該契約の相手方について変更前の契約における輸送費と、変更契約における輸送費との差額とする。ただし、当該調達物品等の品代に輸送費が含まれる場合は、この限りでない。

- 3 変更契約に係る計算の要素となる数値は、変更前の契約の計算価格の計算において適用されたものを適用する。ただし、変更前の契約の締結後に当該数値が著しく変動したため、これによることが適当でない認められる場合は、当該変動を考慮の上、数値の変更を行うことができる。

第2章 市場価格方式

第1節 国産品等

(計算価格の計算項目)

第11条 国産品等の市場価格方式による計算価格は、次の各号に掲げる計算項目の合計額をもって構成するものとし、当該計算価格から梱包費及び輸送費の合計額を除いたものを国産品等の裸価格とする。

- (1) 品代
- (2) 手数料
- (3) 販売直接費
- (4) 梱包費
- (5) 輸送費

- 2 前項第1号の品代に前項第2号から第5号までの計算項目が含まれていると認められるものについては、前項に規定する計算項目からこれを除くものとする。

(品代の計算)

第12条 国産品等の品代は、統制額のあるものにあつては当該統制額を基準とし、統制額のないものにあつては市場価格を基準として計算するものとする。

- 2 市場価格は、卸売業者販売価格又は大口需要者売渡価格とする。ただし、調達物品等の契約数量の多寡又はその契約条件の相違等により市場価格に価格差がある場合は、その実情を考慮の上、市場価格を補正することができる。
- 3 次の各号に掲げる価格は、これを市場価格とみなすものとする。

- (1) 定価（生産者又は卸売業者が販売価格の基準として価格表等に一般に表示している価格をいう。ただし、定価に販売割引、現金割引、又は手数料等を含むものは、その額を控除した価格をいう。）
- (2) 他官庁売買価格（国、地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う特別法人として国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に定める法人（以下「国等」という。）が売買する物品について定める売買価格又は売買実例価格をいう。）
- (3) 販売実績価格（生産者又は卸売業者が一定期間継続して同一価格をもって販売している場合の価格をいう。ただし、当該価格に販売割引、現金割引又は手数料等を含むものは、その額を控除した価格をいう。）

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

(品代の計算特例)

第13条 調達物品等について調達時において明確な市場価格がない場合で、品代の類似計算又は分析計算により市場価格を推定できるときは、類似計算又は分析計算によりその品代を計算することができる。

2 前項の品代の類似計算は、調達物品等と市場価格のあるその類似物品等との相違する部分について、その構成要素ごとに計算した額を、当該類似物品等の市場価格に付加し、又は当該市場価格から控除する方法により行うものとする。

3 第1項の品代の分析計算は、調達物品等の過去の市場価格又はその類似物品等の市場価格と当該調達物品等の仕様、需給、原価構成等及び物価の変動等との関連において関数を求め、当該関数を用いる方法により行うものとする。

(品代の前例価格の適用)

第14条 調達物品等について前例価格（契約実績価格をいい、他の防衛省本省の施設等機関、部隊及び機関（防衛省設置法第19条第1項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関をいう。）、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁において採用した前例価格を含む。以下同じ。）がある場合で、当該前例価格を適用することが適当と認められるときは、前例価格をもって品代とすることができる。

(手数料の計算)

第15条 国産品等の手数料は、一般管理及び販売費、利子並びに利益（報奨の額を除く。）の総額とし、次の計算式により、その額を計算するものとする。

手数料(円) = 品代(円) × 手数料率(パーセント)

2 前項の計算式における手数料率は、調達物品等の取引の実情を考慮の上、次の各号に掲げる計算式のいずれかを基準とし、また、調達物品等の種類、数量、金額、納期、納入の難易等を考慮の上、調達物品等の販売に関する用役の程度に応じて合理的に配賦されるように定めるものとする。

$$(1) \text{ 手数料率(パーセント)} = \frac{\text{販売価格} - \text{仕入原価}}{\text{仕入原価}} \times 100$$

$$(2) \text{ 手数料率(パーセント)} = \frac{\text{代行手数料収入}}{\text{代行取扱金額}} \times 100$$

(販売直接費の計算)

第16条 国産品等の販売直接費は、当該国産品等の販売について、当該国産品等又はその契約条件の特性により、特別の費用を要すると認められ、かつ、品代及び手数料以

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

外の費用として直接に賦課することが適当である費用とする。

- 2 販売直接費の額は、その費用の性質により適当な名称を付し、その特性に応じて、適当と認められる方法により計算する。

(梱包費の計算)

第17条 国産品等の梱包費は、梱包規格、容積及びその他の梱包条件により、標準資料に基づき計算するものとする。

- 2 前項の規定により難い場合には、梱包費をその構成要素ごとに計算することができる。

(輸送費の計算)

第18条 国産品等の輸送費の額は、輸送の方法に応じて必要とする費用とする。ただし、輸送の方法について指定のない場合は、調達物品等を輸送し得る最低額の料金の輸送方法によるものとする。

(梱包費及び輸送費の計算特例)

第19条 国産品等の梱包費及び輸送費の額の計算の基礎となる調達物品等の重量、容積、荷姿等の事項が明確でない場合は、品代に適当と認める率を乗じて一括して求める方法によることができる。

第2節 輸入品

(計算価格の計算項目及び計算要素)

第20条 輸入品の市場価格方式による計算価格は、次に掲げる計算項目及び計算要素の合計額をもって構成するものとする。

(1) 品代

(2) 輸入手数料

(3) 販売直接費

(イ) 銀行諸掛 信用状開設手数料

送金手数料

銀行保証料

(ロ) 陸揚通関及び国内輸送諸掛 立替金利

陸揚料

倉庫保管料

検査料

税関関係手数料

国内運賃

貨物取扱手数料

(ハ) 組立、検査、調査費その他の直接費

(二) 関税その他の税金

- 2 品代に海上輸送料又は海上保険料が含まれていない輸入品にあつては、前項各号に掲げるもののほか、計算項目として海上輸送料又は海上保険料の項目を加えるものとする。
- 3 再梱包を必要とする輸入品にあつては、前2項に掲げるもののほか、計算項目として梱包費の項目を加えるものとする。

(品代の計算)

第21条 輸入品の品代は、C I F 価格、C & F 価格、F O B 価格又はその他の輸入基準価格によるものとする。

- 2 前項に定める価格は、適当と認められる外国為替相場に基づき本邦通貨に換算するものとする。

(手数料の計算)

第22条 輸入品の手数料の額の計算については、第15条の規定を準用する。

(販売直接費の計算)

第23条 輸入品の販売直接費は、第20条第1項第3号に掲げる各計算要素並びに当該輸入品の販売について、当該輸入品又はその契約条件の特性により、その他特別の費用を要すると認められ、かつ、品代及び手数料以外の費用として直接に賦課することが適当である費用とする。

- 2 輸入品の販売直接費の額は、送金方法、前払金の支払方法、輸入手続の日程等を考慮し、その費用の性質により適当な名称を付し、その特性に応じて、適当と認められる方法により計算する。ただし、計算要素のうち輸入品の種類、数量、金額、重量、容積その他の数量的尺度により標準を定めることができるものについては、品代に一定の率を乗じて一括して求める方法によることができる。
- 3 国内輸送諸掛の額の計算については、第18条及び第19条の規定を準用する。

(梱包費の計算)

第24条 梱包費の額の計算については、第17条及び第19条の規定を準用する。

第3章 原価計算方式

第1節 通則

(計算価格の計算項目)

第25条 原価計算方式による調達物品等の計算価格は、次に掲げる計算項目の合計額をもって構成するものとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 直接労務費
- (3) 直接経費

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

- (4) 間接材料費
- (5) 間接労務費
- (6) 間接経費
- (7) 一般管理及び販売費
- (8) 販売直接費
- (9) 利子
- (10) 利益
- (11) 梱包費
- (12) 輸送費

2 前項の計算価格から梱包費及び輸送費の合計額を除いたものを裸価格とし、裸価格から利子及び利益の合計額を除いたものを総原価とし、総原価から一般管理及び販売費並びに販売直接費の合計額を除いたものを製造原価とする。

3 製造原価のうち原価の発生を調達物品等の生産等に関して直接に確認し、また、直接に計算することを適当とするものを形態別に直接材料費、直接労務費及び直接経費（以下これらを総称して「製造直接費」という。）とする。

4 製造原価のうち原価の発生が多数の製品の生産等において共通に発生し、原価の発生が製品の生産等に関して直接に確認されず、また直接に計算することを適当とせず、製品の生産等に対するその用役の程度に応じて配賦することを適当とするものを形態別に間接材料費、間接労務費及び間接経費（以下これらを総称して「製造間接費」という。）とする。

5 梱包費又は輸送費で製造原価又は総原価に計上することが適当と認められるものは、これを製造原価又は総原価に計上することができる。

（直接材料費の計算要素）

第26条 前条第1項第1号に掲げる直接材料費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 素材費又は原料費（素材又は原料（中間製品を含む。）の購入等に係る費用をいう。）
- (2) 部品費（調達物品等に組み込む部品の購入等に係る費用をいう。）

（直接労務費の計算要素）

第27条 第25条第1項第2号に掲げる直接労務費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賃金（製造部門において直接的に製造に携わる工具（以下「直接工」という。）の直接作業に対する賃金をいい、基本賃金のほか、定時外作業等に対する割増賃金を含む。）

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

(2) 諸手当（賃金とは別に支給する直接作業に対する諸手当をいい、定時に支給する賞与手当を含む。）

（直接経費の計算要素）

第28条 第25条第1項第3号に掲げる直接経費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設計費
- (2) 検査費
- (3) 専用治工具費
- (4) 機械及び装置費
- (5) 据付調整費及び仮設費
- (6) 試験研究費
- (7) 開発費
- (8) 技術提携費
- (9) 特別諸掛

（間接材料費の計算要素）

第29条 第25条第1項第4号に掲げる間接材料費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消耗工具器具備品費（耐用年数1年未満又は相当額未満の工具器具及び備品の費用をいう。）
- (2) 補助部門材料費（動力用燃料等の補助部門の用途に消費される材料の費用をいう。）
- (3) 工場消耗品費（薬品類、油脂類、布類等製品の生産等のために消費される消耗品の費用をいう。）
- (4) 事務用消耗品（用紙、文房具、その他主として事務用に消費される消耗品の費用をいう。）

（間接労務費の計算要素）

第30条 第25条第1項第5号に掲げる間接労務費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 間接賃金（製造部門において間接的に製造に携わる工員に対する賃金及び直接工の間接作業等に対する賃金をいう。）
- (2) 給料（製造部門又は補助部門に所属する従業員等に対する給料をいう。）
- (3) 間接諸手当（直接労務費に計上された諸手当以外の諸手当をいう。）
- (4) 退職給付費用
- (5) 法定福利費（法律上負担を義務付けられる福利厚生に関する費用をいう。）

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

(間接経費の計算要素)

第31条 第25条第1項第6号に掲げる間接経費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 労務副費（福利施設負担額、現物給与、厚生費その他の従業員の福利厚生に関する費用（法定福利費を除く。）をいう。）
- (2) 減価償却費（通常の固定資産及び繰延資産の減価償却費をいう。）
- (3) 不動産賃借料
- (4) 動産賃借料
- (5) 保険料（火災保険料その他の損害保険料をいう。）
- (6) 租税公課（工場に関する固定資産税等の租税及び公共的出資であって工場に賦課されるものをいう。）
- (7) 修繕料（固定資産の修繕維持の程度に限り、資本的支出となるものを除く。）
- (8) 電力料
- (9) ガス料
- (10) 水道料
- (11) 運賃（物品の納入に関する運賃を除く。）
- (12) 保管料
- (13) 旅費交通費
- (14) 通信費
- (15) 会議費
- (16) 棚卸減耗費（材料の保管、運搬中に生ずる破損、腐敗、漏えい、蒸発、変質等による減耗費をいい、正常なものに限る。）
- (17) 外注加工費
- (18) 雑費

(一般管理及び販売費の計算要素)

第32条 第25条第1項第7号に掲げる一般管理及び販売費に属する計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役員給与手当
- (2) 従業員給与手当
- (3) 福利厚生費
- (4) 退職給付費用
- (5) 事務用消耗品費
- (6) 減価償却費
- (7) 不動産賃借料

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

- (8) 動産賃借料
- (9) 保険料
- (10) 租税公課
- (11) 修繕料
- (12) 水道光熱費
- (13) 運賃（物品納入に関する運賃を除く。）
- (14) 保管料
- (15) 旅費交通費
- (16) 通信費
- (17) 会議費
- (18) 広告宣伝費（種類及び金額において正当なものに限る。）
- (19) 販売手数料（販売部門の機能の全部又は一部を他に委託した場合の手数料をい
い、仲介手数料を除く。）
- (20) 研究開発費
- (21) 雑費

（計算項目又は計算要素の細分又は包括）

第33条 第25条に掲げる計算項目及び第26条から第32条までに掲げる計算要素は、調達物品等の構成する内容、材料の種類又は規格、作業又は工程の種別、管理及び販売活動の機能の種別等により、費用の発生形態を考慮し、適当な名称を付した上でこれらを細分又は包括することができる。

2 前項の規定による包括は、次に定めるところによるほか、適当と認める包括項目又は要素を設定して行うものとする。

- (1) 製造直接費及び製造間接費は、これらを包括して材料費、労務費及び経費とする。
- (2) 直接労務費及び製造間接費は、これらを包括して加工費とする。
- (3) 一般管理及び販売費、利子並びに利益（報奨の額を除く。）は、これらを包括して総利益とする。

（計算項目の選択及び適用の特例）

第34条 本章に定める計算項目及び計算要素並びにその計算方法によることが困難な場合にあつては、企業会計原則等に反しない事業基準に定めるところを基準とすることができる。ただし、計算価格の計算の適正を図る必要がある場合は、当該事業基準に基づく計算に必要な補正を加えることができる。

2 業種又は品種の特性上調達物品等の計算価格の計算の適正を図る必要がある場合は、計算項目、計算要素及びその計算方法について、契約相手方の属する事業団体と

協議の上、業種別又は品種別に適用する事業原価計算要領又は価格算定要領を定め、これを基準とすることができる。

(見積価格方式の適用)

第35条 本章に定める計算項目別に計算することが実情に即さず、著しく困難な場合には、防衛大臣が特に指定した調達物品等の調達において、調達の相手方として適当と認めて選定した2者以上の相手方から当該調達物品等の見積資料の提出を求め、当該見積資料における見積額に基づいて調達物品等の計算価格を計算することができる。

第2節 非原価項目

(非原価項目)

第36条 非原価項目は、原価計算方式による調達物品等の計算価格の計算において原価に算入しない項目をいい、次に掲げるとおりとする。

- (1) 投資資産、未稼働の固定資産、遊休設備その他経営目的に関連しない資産に関する減価償却費、管理費、租税等の費用、利子、設立費償却等の財務費用、経営目的に関連しない寄附金等、有価証券の評価損及び売却損並びに交際費
 - (2) 異常な仕損及び減損並びに棚卸減耗、火災、震災、風水害、盗難、争議等による損失、偶発的事項によって固定資産に著しい減価を生じた場合の特別償却費、延滞償金又は違約金、偶発的債務損失、訴訟費、臨時退職手当、価格変動による資産の評価損、資産売却損等異常事態と認められるもの
 - (3) 建設利息、価格変動準備金、輸出損失準備金、貸倒損（貸倒準備金を含む。）、受取手形割引料、債権譲渡に伴う割引料、割賦販売に対する附帯費用、調達物品等に直接関連のない物品に対する広告宣伝費及び諸研究費その他の調達物品等に直接関連のないもの
 - (4) 利益準備金及び任意積立金（次期繰越金を含む。）、法人税、事業税（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条第1号に規定する付加価値割及び同条第2号に規定する資本割を除く。）、都道府県民税及び市町村民税、株主に対する配当金等利益をもって支弁することを適当とするもの
- 2 前項各号に掲げない項目についても、種類又は金額において正常でないと認められるものは計算に算入しないものとする。この場合における不算入項目については、企業会計原則等の規定を援用して解釈することができる。

第3節 製造直接費

第1款 直接材料費

(直接材料費の計算)

第37条 直接材料費の額は、調達物品等の生産等に必要な直接材料の各種類及び各規格ごとに、次に掲げる計算式により計算するものとする。

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

直接材料費＝消費量×単位当たり消費価格

(消費量の計算)

第38条 直接材料の消費量は、材料の加工の方法を予定の上、調達物品等の生産数量、生産期間等を考慮し、板取り、要尺その他の実測の方法又は適当と認める歩留率若しくは単位消費量その他適当な数値を適用して、計算するものとする。

(消費価格の計算)

第39条 直接材料の消費価格の計算については、第12条から第14条までの規定を準用する。ただし、適当と認められる場合は、契約相手方の購入価格その他の価格によることができる。

2 調達物品等の生産等の実態により直接材料に係る引取費用その他の材料副費が必要と認められるものについては、当該材料副費を前項に定める消費価格に加算することができる。

3 第1項の直接材料の消費価格の計算においては、調達物品等の生産等の実態、生産期間中における変動の見込等を考慮し調整するものとする。

4 直接材料が自家生産材料である場合の消費価格は、その製造原価とする。ただし、正常と認められる標準原価があるときは、当該標準原価によることができる。

5 直接材料に係る加工の全部又は一部を他に委託する場合は、当該委託に係る費用を直接材料費として計上することができる。

(予備手配材料費の計算)

第40条 予備手配材料費は、直接材料が調達物品等の生産等のみに消費される材料であって、予定する消費量のほかに一定の数量を購入する必要があると認められる場合には、当該購入に必要な費用とする。

2 予備手配材料費の額は、次の各号に定めるところにより計算し、直接材料費の計算要素として計上するものとする。

(1) 生産等において一定量の予備量を購入する必要があると認められるものにあつては、標準の消費量の10パーセント以内（10パーセントが1単位に満たない場合は、1単位とする。）の数量を限度として、当該予備量の購入額をもって計算するものとする。

(2) 材料が一定単位として販売される等、予定する消費量より多量に購入等する必要があると認められるものにあつては、残余材料（予定する消費量と購入等の量との差）に相当する額をもって計算するものとする。ただし、残余材料に売却価値又は利用価値（他の用途に消費する場合における価値をいう。）がある場合には、その評価額を残余材料に相当する額から控除するものとし、また、残余材料の処分等に費用を要する場合には、当該費用をその評価額から控除するものとする。

3 前項第2号の評価額の計算については、第39条の規定を準用する。

(作業くずの価値の控除)

第41条 調達物品等の生産等において、直接材料から作業くず（修理等の対象となる装備品等から取り除かれ、契約相手方において処分する物品等を含む。）が発生する場合には、その売却価値又は利用価値の評価額を直接材料費から控除するものとする。ただし、作業くずの処分等に費用を要する場合には、当該費用をその評価額から控除するものとする。

2 前項の評価額の計算については、第39条の規定を準用する。

(連産品等の価値の控除)

第42条 調達物品等の生産等において、直接材料から連産品又は副産物として別個の製品が同時に生産される場合には、その売却価値又は利用価値の評価額を製造原価から控除するものとする。ただし、連産品若しくは副産物の売却又は消費するに当たり加工を必要とする場合には、その加工費相当額を当該評価額から控除するものとする。

2 前項の評価額の計算については、第39条の規定を準用する。ただし、連産品又は副産物に販売価格が存在する場合には、当該販売価格に含まれる一般管理及び販売費、利子並びに利益を控除したものとする。

第2款 直接労務費

(直接労務費の計算)

第43条 直接労務費の額は、調達物品等の生産に必要な作業について工程や部門ごとに、次に掲げる計算式により計算するものとする。

直接労務費＝工数×賃率

2 製造設備、工程又は生産様式の差異により前項の規定により難しいものは、それらの事情を考慮の上、次の各号に掲げる計算式のいずれかにより計算することができる。

(1) 直接労務費＝直接材料費×工賃率

(2) 直接労務費＝機械工数×機械作業賃率

(3) 直接労務費＝直接作業量×作業量賃率

(4) 直接労務費＝作業量×作業係数×単位賃率

3 加工の全部又は一部を他に委託する場合は、前2項の規定にかかわらず、当該委託に係る費用を直接労務費として計上することができる。

(賃率等の計算)

第44条 前条の賃率、工賃率、機械作業賃率、作業量賃率及び単位賃率（以下「賃率等」という。）は、調達物品等の生産等の実態、生産期間中における変動の見込み等を考慮の上、次の各号に掲げる計算式により計算するものとする。ただし、計算式中の各要素において当該調達物品等の生産等の実態を考慮することが困難な場合その他

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

の賃率等の調整が必要と認められる場合には、当該計算式から得た賃率等に必要な調整を加えることができる。

$$(1) \text{ 賃率(円/単位工数)} = \frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間工数}}$$

$$(2) \text{ 工賃率(パーセント)} = \frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間直接材料費}} \times 100$$

$$(3) \text{ 機械作業賃率(円/単位工数)} = \frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間機械工数}}$$

$$(4) \text{ 作業量賃率(円/単位作業量)} = \frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間内作業量(又は生産数量)}}$$

$$(5) \text{ 単位賃率(円/単位換算作業量)} = \frac{\text{期間直接労務費}}{\text{期間内作業係数換算作業量}}$$

(工数の計算)

第45条 前2条に掲げる計算式中の工数及び機械工数は、調達物品等の生産等に関して直接確認する作業時間を単位にとり、作業の種別、使用機械工具、作業の方法及び順序、作業者の能率等を基礎とし、調達物品等の生産等の実態を考慮の上、計算するものとする。ただし、調達物品等の生産等に関して直接確認する作業時間を単位として表すことが困難であるものは、就業時間又は就業日数等を単位として表すことができる。

2 前2条に掲げる計算式中の作業量は、直接確認する生産量等を単位にとり、生産されるものの種別、加工する内容や当該調達物品等の生産等の実態を考慮の上、計算するものとする。

第3款 直接経費

(直接経費の計算)

第46条 直接経費は、第28条に掲げる計算要素に属するものとして次条から第54条までに規定するものとし、調達物品等の生産等の実態、生産期間中における変動の見込等を考慮の上、計算するものとする。ただし、計算される費用が複数調達物品等の契約に関連する費用である場合は、適当と認められる案分方法をもって当該契約が負担すべき費用を計算するものとする。

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

2 前項の規定に基づき直接経費に計上することができる費用のうち、調達物品等又はその契約条件の特性により製造原価外とすることが適当と認められるものは、これを直接経費から除き、販売直接費とすることができる。

(設計費の計算)

第47条 設計費は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 試作調達若しくは初度の調達又はこれに準ずる調達における調達物品等で、その特性により特別の設計を行う場合の当該設計に要する費用
- (2) 継続的に調達する調達物品等の生産等における製造図面の管理等に必要となる費用
- (3) 前2号に掲げる設計の全部若しくは一部を他に委託し、又は製造図面等を他から購入する場合の当該委託又は購入に要する費用

2 設計費の額は、前項に掲げる費用をその構成要素ごとに計算するものとする。

(検査費の計算)

第48条 検査費は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 仕様書等において、検査項目又は条件が定められた検査に要する費用
- (2) 前号の検査の全部若しくは一部を特に他に委託し、又は他の検査設備を使用する場合の当該委託又は使用に要する費用

2 検査費の額は、前項に掲げる費用をその構成要素ごとに計算するものとする。

(専用治工具費等の計算)

第49条 専用治工具費並びに機械及び装置費（以下「専用治工具費等」という。）は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 試作調達、初度の調達又はこれに準ずる調達における調達物品等の生産等に当たり、当該調達物品等の生産等のみに使用すると認められる治工具又は機械及び装置（以下「専用治工具等」という。）の製作、購入又は設置等に要する費用
- (2) 専用治工具等を他から借入れ若しくは利用する場合の借入れ又は利用に要する費用

2 前項第1号に該当する場合の専用治工具費等の額は、その構成要素ごとに計算し、その総額を取得価格として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。次項において「耐用年数省令」という。）に定める定率法により計算するものとする。

3 前項の規定により難しい場合には、耐用年数省令に定める定額法又は生産高比例法により計算することができる。

4 前2項において、専用治工具等に売却価値又は利用価値があり、その評価額が合理的に見積もられる場合は、取得価格からその評価額を控除した額をもって計算するも

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

のとし、また、専用治工具等の処分等に費用が合理的に見積もられる場合には、取得価格に当該費用を加算した額をもって計算するものとする。

5 第1項第2号に該当する場合の専用治工具費等の額は、構成要素ごとに計算するものとする。

(据付調整費及び仮設費の計算)

第50条 据付調整費及び仮設費は、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 調達物品等の生産等に関連して行う据付調整に要する費用

(2) 調達物品等の生産等に関連して行う仮設（使用後直ちに撤去しないものを除く。）に要する費用

2 据付調整費及び仮設費の額は、その構成要素ごとに計算するものとする。ただし、仮設したものに売却価値又は利用価値がある場合には、その評価額を当該据付調整費及び仮設費から控除するものとし、また、当該仮設したものの処分等に費用を要する場合には、当該費用をその評価額から控除するものとする。

(試験研究費の計算)

第51条 試験研究費は、試作調達若しくは初度の調達又はこれに準ずる調達において必要と認められる調達物品等の試作製法の研究等に必要とする費用とする。

2 試験研究費の額は、その構成要素ごとに計算するものとする。ただし、試験研究の結果として残存する物品等に売却価値又は利用価値がある場合には、その評価額を当該試験研究費から控除するものとし、また、当該物品等の処分に費用を必要とする場合には、当該費用をその評価額から控除するものとする。

3 前項において、調達物品等の生産等に先立ち、当該調達物品等と同等のものを試作する場合は、当該試作品に係る費用を試験研究費として計上するものとする。

4 調達物品等の試験研究について、企業合理化促進法（昭和27年法律第5号）第3条に基づく補助金又はそれに類する国等からの補助金を受けた場合、その実情を考慮の上、当該補助金の全部又は一部をその試験研究費から控除するものとする。

(開発費の計算)

第52条 開発費は特に新技術の採用等について必要とする準備費用で、調達物品等に直接寄与すると認められるものとする。

2 開発費の額の計算については、前条の規定を準用する。

(技術提携費の計算)

第53条 技術提携費は、調達物品等の生産等に関し、工業所有権（特許法（昭和34年法律第121号）に定める特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に定める実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に定める意匠権等をいう。以下同じ。）の実施（外国為替及び外国貿易法第30条第1項に定める技術導入契約の締結等によるものを

含む。以下同じ。)、技術指導等に関連して必要とする費用とする。

2 技術提携費の額は、次の各号に定めるところにより計算するものとする。

(1) 工業所有権の実施又は技術提携(次号において「技術提携等」という。)の期間の定めがなく、かつ、一時払いのものにあつては、その総額を計算するものとする。

(2) 技術提携等の期間の定めがあり、一時に又は分割して支払うものにあつては、当該期間において支払う総額を当該期間の年数をもって除して当該期間の属する年度の費用を計算するものとする。

(3) 技術提携費を生産高等に対し一定の金額又は歩合をもって支払うものにあつては、当該金額又は歩合によって計算した額とする。

(特別諸掛の計算)

第54条 特別諸掛は、第46条から前条までに定める経費以外に、調達物品等又はその契約条件の特性により、直接経費として特別に必要と認められる費用とする。

2 特別諸掛の額は、適当と認められる方法により計算し、その費用の性質により適当な名称を付すものとする。

(直接経費の計算特例)

第55条 第47条、第49条から第53条までに規定する設計費、専用治工具費等、据付調整費及び仮設費、試験研究費、開発費並びに技術提携費を調達物品等の直接経費に計上する場合で、当該調達物品等又はその契約条件の特性により必要と認められるときは、それぞれの規定又は第46条第1項ただし書の規定にかかわらず、それらの費用の計上の方法を契約条項に明示して、それらの費用の総額(各費用において売却価値又は利用価値がある物品等が残存すると認められる場合には、その評価額を控除した額とし、また、当該物品等の処分等に費用を要する場合には、当該費用をその評価額から控除するものとする。)を当該契約に係る調達物品等の計算価格に直接計上することができる。

第4節 製造間接費

(製造間接費の計算)

第56条 製造間接費の額は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

製造間接費＝工数×製造間接費率

2 製造設備、工程又は生産様式の差異により前項の規定により難しい場合には、それらの事情を考慮の上、次の各号に掲げる式のいずれかにより計算することができる。

(1) 製造間接費＝直接材料費×共通経費率

(2) 製造間接費＝機械工数×機械作業製造間接費率

(3) 製造間接費＝直接作業量×作業量製造間接費率

- (4) 製造間接費＝作業量×作業係数×単位製造間接費率
(製造間接費率等の計算)

第57条 前条の製造間接費率、共通経費率、機械作業製造間接費率、作業量製造間接費率及び単位製造間接費率（以下「製造間接費率等」という。）は、調達物品等の生産等の実態、生産期間中における各計算式中の要素の変動の見込等を考慮の上、当該調達物品等に対する計算要素の用役の程度に応じて計算要素の額が合理的に配賦されるよう、次の各号に掲げる計算式により計算するものとする。ただし、計算式中の各要素において、当該調達物品等の生産等の実態を考慮することが困難な場合その他の製造間接費率等の調整が必要と認められる場合には、当該計算式から得た製造間接費率等に必要な調整を加えることができる。

$$(1) \text{ 製造間接費率(円/単位工数)} = \frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間工数}}$$

$$(2) \text{ 共通経費率(パーセント)} = \frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間直接材料費}} \times 100$$

$$(3) \text{ 機械作業製造間接費率(円/単位機械工数)} = \frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間機械工数}}$$

$$(4) \text{ 作業量製造間接費率(円/単位作業量)} = \frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間作業量(又は生産数量)}}$$

$$(5) \text{ 単位製造間接費率(円/単位換算作業量)} = \frac{\text{期間製造間接費}}{\text{期間内作業係数換算作業量}}$$

2 工数、機械工数並びに作業量及び生産数量の計算においては、第45条の規定を準用する。

第5節 仕損費

(仕損費の計算)

第58条 仕損費は、調達物品等の生産等において、仕損の発生により必要となる費用とし、仕損の種類又は性質に従い、次の各号に掲げる計算項目のいずれかに属する費用として計上するものとする。

- (1) 製造間接費
(2) 直接経費

(3) 直接材料費、直接労務費及び製造間接費

- 2 仕損費の額は、調達物品等の生産等の実態を考慮の上、製造原価又は製造原価の一部に相当と認める仕損率を乗じて得た額とする。ただし、仕損品に売却価値又は利用価値がある場合には、その評価額を仕損費から控除するものとし、また、当該仕損品の処分等に費用を必要とする場合には、当該費用をその評価額から控除するものとする。
- 3 前項の仕損率は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

$$\text{仕損率(パーセント)} = \frac{\text{正常な仕損費の総額}}{\text{製造原価 (又は製造原価の一部)}} \times 100$$

第6節 一般管理及び販売費

(一般管理及び販売費の計算)

第59条 一般管理及び販売費の額は、次に掲げる計算式により計算するものとする。

$$\text{一般管理及び販売費} = \text{製造原価} \times \text{一般管理及び販売費率}$$

- 2 製造設備、工程又は生産様式の差異により、前項の規定により難しいものは、それらの事情を考慮の上、次に掲げる計算式により計算するものとする。

$$\text{一般管理及び販売費} = \text{加工費} \times \text{一般管理及び販売費率}$$

(一般管理及び販売費率の計算)

第60条 前条の一般管理及び販売費率は、調達物品等の生産等の実態、生産期間中における計算式中の要素の変動の見込等を考慮の上、当該調達物品等の製造及び販売に対する一般管理及び販売費の用役の程度に応じて一般管理及び販売費の額が合理的に配賦されるよう、製造設備、工程又は生産様式の差異に従い、次の各号に掲げる計算式のいずれかにより計算するものとする。ただし、計算式中の各要素において当該調達物品等の生産等の実態を考慮することが困難な場合その他の一般管理及び販売費率の調整が必要と認められる場合には、当該計算式から得た一般管理及び販売費率に必要な調整を加えることができる。

$$(1) \text{ 一般管理及び販売費率(パーセント)} = \frac{\text{期間一般管理及び販売費}}{\text{期間売上原価}} \times 100$$

$$(2) \text{ 一般管理及び販売費率(パーセント)} = \frac{\text{期間一般管理及び販売費}}{\text{期間製造原価}} \times 100$$

$$(3) \text{ 一般管理及び販売費率(パーセント)} = \frac{\text{期間一般管理及び販売費}}{\text{期間加工費}} \times 100$$

第7節 販売直接費

(販売直接費の計算)

第61条 販売直接費の計算については、第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「手数料」とあるのは、「一般管理及び販売費」と読み替えるものとする。

2 前項の販売直接費の計算においては、調達物品等の生産等の実態、生産期間中における変動の見込等を考慮し調整するものとする。

第8節 利子

(利子の計算)

第62条 利子の額は、次の計算式により計算するものとする。ただし、調達物品等の契約条件等が特殊であると認められる場合は、その実情を考慮して、計算式中の総原価に必要な調整を加えることができる。

$$\text{利子} = \text{総原価} \times \text{利子率}$$

(利子率の計算)

第63条 利子率は、次の計算式により計算するものとする。

$$\text{利子率 (パーセント)} = \frac{\text{経営資本} \times \text{標準金利}}{\text{期間総原価}} \times 100$$

2 前項の計算式における経営資本は、事業における総資産のうち、当該事業の経営目的に直接関連するものの一定期間における平均とする。ただし、調達物品等の契約条件等が特殊であると認められる場合は、その実情を考慮して、当該経営資本に必要な調整を加えることができる。

3 第1項の計算式における標準金利は、全産業又は当該事業の属する業種における平均的な負債及び資本の構成に基づく金利とする。

第9節 利益

(利益の計算)

第64条 利益の額は、次の計算式により計算するものとする。ただし、調達物品等の契約条件等が特殊であると認められる場合は、その実情を考慮して、計算式中の総原価に必要な調整を加えることができる。

$$\text{利益} = \text{総原価} \times \text{利益率} + \text{報奨の額}$$

(利益率の計算)

第65条 前条の計算式における利益率は、景気変動を平準化できる程度の期間における事業の属する業種の実績を考慮するとともに、当該事業の品質管理、原価管理、納期管理に係る活動等を評価して定めるものとする。

(報奨の額の計算)

第66条 第64条の計算式における報奨の額は、調達物品等の契約の種類、契約方式及び契約方法を考慮して定めるものとする。

(包括項目における計算の特例)

第67条 第33条第2項第2号の規定により計算項目の包括を行った場合の当該包括の計算項目の計算については、第44条の賃率等及び第57条第1項の製造間接費率等を包括した率を加工費率とし、その率をもって計算するものとする。

2 第33条第2項第3号の規定により計算項目の包括を行った場合の当該包括の計算項目の計算については、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率を包括した率を総利益率とし、その率をもって計算するものとする。

第10節 梱包費及び輸送費

(梱包費及び輸送費の計算)

第68条 梱包費及び輸送費の額の計算については、第17条から第19条までの規定を準用する。

第4章 予定価格の決定

(予定価格の決定)

第69条 予定価格は、計算価格をもって定めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を予定価格とすることができる。

(1) 調達物品等について調達の前例があること及びその前例価格が適正な価格と認められる場合 前例価格

(2) 調達物品等について調達の前例があり、その前例価格が適正な価格と認められること及び当該前例価格の構成要素の一部において変動があると認められる場合 前例価格の場合の計算価格における変動部分の金額と本調達における当該変動部分について計算した金額との差額を前例価格に加減した価格

(3) 調達物品等と仕様書等の内容の一部が異なるものについて、調達の前例があること及びその前例価格が適正な価格と認められる場合 当該調達物品等の仕様と当該前例価格の仕様との相違する部分について計算した金額との差額を前例価格に加減した価格

(4) 調達物品等又は当該調達物品等と種類を同じくするもの前例価格とその計算価格の間に継続して一定の差があると認められ、かつ、その割合が異常なものでないと認められる場合 当該調達物品等の計算価格からその割合を考慮して加減した価格

(5) 需給の状況を特に考慮する必要があると認められる場合 当該状況を考慮して計算価格を調整した価格

2 変更契約の予定価格の決定において、変更前の計算価格と契約価格との間に差額が

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

ある場合は、次に掲げる計算式により変更契約の計算価格を調整するものとする。ただし、変更契約の計算価格が統制額等の契約相手方の裁量によらない費用によって生じた場合その他当該計算式により調整することが不相当と認められる場合は、この限りでない。

$$\text{予定価格} = \frac{\text{変更契約の計算価格} \times \text{変更前の契約価格}}{\text{変更前の契約の計算価格}}$$

(標準及び基準の設定)

第70条 第15条、第22条、第38条及び第39条、第44条から第46条まで、第57条、第60条及び第61条、第63条並びに第65条に規定する手数料率、直接材料の消費量及び消費価格、賃率、工数、直接経費、製造間接費率、一般管理及び販売費率、販売直接費、利子率並びに利益率の計算に適用する標準的な数値は、統計的推計によって業種別、事業別等の適当な区分別に必要な応じて幕僚長等が定めるものとする。ただし、直接材料の消費価格、賃率等、直接経費、製造間接費率等、一般管理及び販売費率、販売直接費、利子率並びに利益率の計算に適用する標準的な数値については、毎年度、あらかじめ防衛大臣の承認を得て定めるものとする。

2 第25条に規定する総原価に適用する生産期間中における変動の見込を考慮した率をコスト変動調整率とし、その計算に適用する標準的な数値については、毎年度、幕僚長等が、あらかじめ防衛大臣の承認を得て定めるものとする。

3 第44条ただし書、第57条第1項ただし書、第60条ただし書及び第63条第2項の規定の適用並びにこれらの規定に定める調整の基準並びに第65条及び第66条に規定する算定基準については、幕僚長等が、あらかじめ防衛大臣の承認を得て定めるものとする。

4 第1項の標準及び前項の基準は、事業の原価計算制度と有機的、かつ、密接な関連において、企業の経営の優劣、社会情勢の変動等の変動要因を容易に把握できる範囲内で最も能率的なものとし、計算時において予期できる通常の実力によって、それを達成することが期待できるものとする。

5 第1項から第3項までの規定により幕僚長等が防衛大臣の承認を得る場合において、その内容について既に他の幕僚長等が防衛大臣の承認を得て定めたものと同一の内容のものであるときには、その旨を防衛大臣に報告することをもって当該承認に代えることができる。

(調査の実施)

第71条 幕僚長等は、前条に規定する標準の設定又は改定を適正に行うため、市場価格、実際原価又はその他に関する資料について、計画的に定時の調査を行うものとする。

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

る。

第6章 雑則

(細目規定)

第72条 この訓令の実施に関し必要な細部事項については、幕僚長等が防衛大臣の承認を得て定めるものとする。ただし、当該幕僚長等のみに関わる事項その他重要でないと認められる事項にあつては、この限りではない。

2 幕僚長等は、前項の規定に基づき細部事項について定めた場合は、速やかに、関係のある他の幕僚長等に対して通報しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和37年6月1日から施行する。

附 則 (昭和37年11月1日庁訓第73号) (抄)

1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (昭和43年8月26日庁訓第33号) (抄)

1 この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月8日庁訓第4号附則5)

この訓令は、昭和49年3月8日から施行する。

附 則 (昭和50年3月31日庁訓第7号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年5月30日庁訓第33号)

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日庁訓第9号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月30日庁訓第39号) (抄)

1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月29日庁訓第84号) (抄)

1 この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

2 支払利子及び利益率については、計算方法の改正による率の変動を緩和するため、平成14年度までの間は経過措置を設けるものとし、その具体的な方法については、幕僚長等が、あらかじめ長官の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定により幕僚長等が長官の承認を得る場合において、当該承認の内容が既に他の幕僚長等が長官の承認を得て定めたものと同一の内容のものであるときには、その旨を長官に報告することをもって当該承認に代えることができる。

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年7月1日庁訓第58号) (抄)

- 1 この訓令は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 利子率及び利益率については、計算方法の改正による率の変動を緩和するため、平成18年度までの間は経過措置を設けるものとし、その具体的な方法については、幕僚長等が、あらかじめ長官の承認を得て定めるものとする。
- 3 前項の規定により幕僚長等が長官の承認を得る場合において、当該承認の内容が既に他の幕僚長等が長官の承認を得て定めたものと同じの内容のものであるときには、その旨を長官に報告することをもって当該承認に代えることができる。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年8月27日省訓第138号)

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月1日省訓第53号)

- 1 この訓令は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日までに締結した契約の変更契約を行う場合の計算価格の算定における第30条の規定の適用については、なお従前による。
- 3 この訓令の施行から第84条第1項ただし書に規定する平成29年度に定められた標準的な数値を使用するまでの間に契約を締結する場合の計算価格の算定における第30条の規定の適用については、なお従前の例による。当該契約について変更契約を行う場合も同様とする。

附 則 (令和2年3月6日省訓第6号)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の規定は、この訓令の施行の日後に締結した契約に適用し、この訓令の施行の日までに締結した契約の変更契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日省訓第31号)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の規定は、この訓令の施行日後に締結した契約に適用し、この訓令の施行日までに締結した契約の変更契約については、なお従前の例による。

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令

附 則 （令和5年6月30日省訓第58号）

この訓令は、令和5年6月30日から施行する。